

宴会・法要・催事(会議・展示会)約款

静内エクリプスホテル(以下ホテル)では、ご宴会又は催し物に伴う会場使用に関して、以下の通り約款を設けております。

1. 適応範囲

宴会、又は催し物(以下宴会等と称します)で宴会場をご利用になる場合に、当ホテルがお客様と締結する契約は、この約款の定めるところによるものとします。尚この約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2. 契約の成立

宴会等契約の成立は当ホテルがお申し込みを承諾した時に成立するものとさせていただきます。

3. 宴会時間と追加室料

宴会場のご使用開始から終了までのご契約時間(以下宴会時間と称します)は、所定の会場費をお支払いいただきます。事前準備に1時間以上要する場合、又は宴会時間を超過した場合は、料金表所定の追加会場費を頂戴いたします。

4. 有料人数の確認

お料理を用意する人数(以下、有料人数と称します)を宴会等の開催日の3日前の正午までに当ホテルの担当者にご通知ください。それ以降は全て手配が完了しておりますので、宴会等の開催日に出席されたお客様の人数が有料人数より減少した場合でも有料人数の料金を頂戴いたします。

5. お支払い

当ホテルから提示いたしました見積金額を、原則として宴会等の開催日に所定の金融機関へのお振込、もしくは現金にてお支払いください。

6. 取消料

すでにご契約をいただいた宴会等をお取り消しされる場合には、下記のとおり取消料を頂戴いたします。

宴会等当日の2日前	見積もり金額の50%
宴会等当日の1日前	見積もり金額の80%
宴会等当日	見積もり金額の100%

なお手配済みの物につきましては実費請求させていただきます。

7. その他手配品の数の変更

宴会等において利用される手配品等の数の変更・取消しについては、開催日の3日前の正午までに当ホテル担当係員にご連絡ください。それ以降の変更については応じかねます。但しすでに手配が完了している別注品については変更・取消しできませんのでご了承ください。

8. 直接御依頼する事業者に対する指示

当ホテルの了解のもとにお客様が直接依頼された事業者が行なう行為(搬入・搬出・設営など)については、当ホテルのルールに従っていただきます。

9. 損害賠償

お客様(お客様側の全ての関係者を含みます)及びお客様がご依頼された事業者の方々は当ホテルの施設・什器備品等を破損、損傷しないよう充分にご注意ください。もし、施設・什器備品に損傷等損害が発生した場合は、その修理に関して当ホテルよりご案内申し上げますので、それに合わせて速やかに修理を行うか、又はその損害賠償金をご負担くださいますようお願いいたします。

10. 解約

当ホテルは、次に掲げる場合において、宴会場等の利用契約を解除いたします。

- ①宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさる恐れがあると当ホテルが判断した場合。
- ②他のお客様にご迷惑をおかけすると当ホテルが判断した場合。
- ③お客様が宴会場等もしくは当ホテル職員(従業員)に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、またはかつて同様の行為を行ったと認められる場合。
- ④天災地変他、当ホテルの責任に帰することが出来ない事由により宴会場等が使用できない場合。なお、これらの事由による解約に伴う損害賠償等の金銭は、お支払いいたしかねます。但し、既にお支払いいただいている金額は、手配済みの実費諸費用を差し引いてご返金させていただきます。
- ⑤契約者並びに宴会場のご出席者(主催者及びそのスタッフ等関係者を含む)の中に次の事由に該当する者がいると当ホテルが判断した場合。
 - (1)暴力団、暴力団員、暴力団関係者(以下「暴力団」という)、総会屋その他反社会勢力。
 - (2)暴力団等が事業活動を支配する法人、その他の団体。
 - (3)法人でその役員のうち暴力団等に該当する者がいるとき。
- ⑥この“宴会・法要・催事約款”に違反した場合。

11. 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては禁止事項となっておりますのでご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ①犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込。
- ②発火又は引火性の物品の持込。
- ③悪臭を発生するものの持込。
- ④賭博等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤備付品等の移動。
- ⑥使用目的以外のご利用。
- ⑦その他法令で禁じられている行為。